

宝塚市新規就農者確保事業実施要綱

(目的)

第1条 本市では、農業従事者は年々減少し、耕作放棄地の増加が懸念されている。宝塚市新規就農者確保事業（以下「本事業」という。）は、市内での就農を希望する者に対し、パイプハウスを利用した実践的就農機会及び農業経営能力を培う機会を提供することで、本市農業を担う農業者の育成及び確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 本事業で利用できる農地及びパイプハウス
- (2) 申請者 施設等を利用しようとする者
- (3) 待機者 施設等の利用許可を得たが、第4条第2号に定める利用開始日が到来していない者
- (4) 利用者 施設等の利用許可を得て施設等を利用する者
- (5) 利用終了者 施設等の利用が終了し、本市内で営農を継続する意思のある者
- (6) 指導者 認定農業者、認定新規就農者又はこれらに準じる者であって、第3条第2号に定める指導を行うものとして市長が認める者

(事業の内容)

第3条 第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市内農地にパイプハウス（被覆材を含む）を設置し、利用者実践的就農機会を提供する。
- (2) 利用者の営農技術向上を目的とする指導者による指導機会を提供する。ただし、指導回数は年間52回以内、1回3時間程度とする。
- (3) 待機者及び利用者、利用終了者に営農継続に適した市内住居の情報を提供する。
- (4) 待機者及び利用者、利用終了者に市内農地の取得又は利用権設定等に係る情報提供並びに申請手続に関する指導を行う。

(施設等利用の条件)

第4条 施設等利用の条件は次のとおりとする。

- (1) 利用者の利用に供するパイプハウスは1棟、その面積は200㎡を標準とする。
- (2) 第6条の規定により施設等の利用が許可された者は、許可された日から起算して3月を経過するまでの間において利用開始日を指定する。

- (3) 利用期間は利用開始日から2年とする。また、通算2年を超える利用は認めない。
- (4) 利用者は自己の責任において作物、施設等の管理をすること。
- (5) 施設等の利用にあたり必要な種苗、肥料、農薬、光熱水費並びに出荷等に要する費用一切は、第3条に規定する事業に要する費用を除き利用者の負担とする。
- (6) 自然災害など不可抗力によるパイプハウスの修繕費用は、パイプハウス内の作物に対する被害を除き市が負担する。また、利用者の故意または過失により施設等を損壊した場合は、自己の責任において原状に回復し、または生じた損害を賠償するものとする。
- (7) 利用者は傷害保険に加入するものとし、その費用は利用者の負担とする。
- (8) 施設利用中における利用者の死亡や負傷並びに第三者への加害については、市に過失がある場合を除き、市は責任を負わないものとする。
- (9) 利用開始日から2年が経過したとき、又は第9条に基づく利用の中止が承認されたとき、第10条に基づく利用の許可が取消されたときは、利用者は直ちに施設等を原状に回復するものとする。
- (10) 利用者は施設等の第三者への転貸し又はその利用の権利を第三者へ譲渡することはできないものとする。
- (11) 利用者が施設等で生産した農産物は宝塚市立農業振興施設へ出荷するものとする。ただし、市が予め承認した範囲においてはこの限りでない。

(申請手続等)

第5条 申請者は別に定める必要書類等を添えて市長に申請しなければならない。ただし、申請者は次の各号すべてを満たす者でなければならない。

- (1) 市内での就農を希望し、地域農業の担い手として期待される者
- (2) 農業研修施設や農業生産法人等において、概ね1年以上の農業経験のある者
- (3) 青年等就農計画を作成し、認定新規就農者になる意欲のある者
- (4) 利用開始日に45歳以下の者
- (5) 本市住民であること、若しくは利用が許可された日から起算して3月を経過するまでの間に本市住民になることが確実な者
- (6) 当面の生活資金等が確保できる者

(利用者の選考)

第6条 利用者の選考は、別に定める利用者選考要綱に基づき行うものとする。

- 2 前項の結果は申請者に書面で通知するものとする。

(利用の手続)

第7条 待機者は、別に定める書類を利用が許可された日から1月以内に提出しなければならない。

(利用状況報告)

第8条 利用者は利用開始日から6月ごと並びに利用を終了するとき、それぞれの日から1月以内に市長に施設等の利用状況を報告しなければならない。

(利用の中止)

第9条 利用者は施設等の利用を中止しようとするときは、書面で市長に申請しなければならない。

2 利用の中止を承認したときは、市長はその旨を書面で利用者に通知するものとする。

(利用の取消)

第10条 市長は待機者又は利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の許可を取消することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) パイプハウスを本事業以外の目的に使用したとき

(3) 待機者が第7条に定める手続を行わないとき

(4) 前3号に掲げるほか利用者に施設等を利用させることが相応しくないと判断したとき

2 利用の許可を取消す決定をしたときは、市長はその旨を書面で待機者又は利用者に通知する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。